



全ト協発第386号（環・適）
令和6年10月22日

各都道府県トラック協会会長 殿
地方貨物自動車運送適正化事業実施機関本部長 殿

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関
公益社団法人 全日本トラック協会
会長 坂本克己



「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の 一部改正について

平素は当協会の業務運営に種々ご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、今般、国土交通省物流・自動車局 貨物流通事業課長、安全政策課長及び、自動車整備課長の連名により別添のとおり「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正について、通達が発出されました。

先般、貨物軽自動車運送事業における安全対策を強化するため、自動車事故報告規則等の一部を改正する省令等が改正されたことに受け、「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正（令和6年10月1日付け、国自貨第363号の3、国自安第78号の3、国自整第147号の3）が行われ、貨物軽自動車運送事業者が今後受講する講習について改正されたところですが、今回の改正は、貨物軽自動車運送事業者に対する新たな規制に係る改正内容となっています。

つきましては、貴協会におかれましても本趣旨をご理解のうえ、傘下の会員事業者に対する周知徹底方をお願い申し上げます。

以上

（本件に関する問い合わせ先）

公益社団法人 全日本トラック協会 交通・環境部

電話：03-3354-1045 FAX：03-3354-1019

国自貨第391号の3
国自安第 94号の3
国自整第158号の3
令和6年10月11日

公益社団法人全日本トラック協会会長 殿

物流・自動車局 貨物流通事業課長
安全政策課長
自動車整備課長
(公 印 省 略)

「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車交通部長、自動車監査指導部長、自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達しましたので、了知いただくとともに、貴会傘下会員（地方実施機関）に対し周知方お願いいたします。

国自貨第391号の3
国自安第94号の3
国自整第158号の3
令和6年10月11日

全国貨物自動車運送適正化事業実施機関本部長 殿

物流・自動車局 貨物流通事業課長
安全政策課長
自動車整備課長
(公 印 省 略)

「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正について

標記について、別添のとおり各地方運輸局自動車交通部長、自動車監査指導部長、自動車技術安全部長及び沖縄総合事務局運輸部長あて通達しましたので、了知いただくとともに、貴会傘下会員（地方実施機関）に対し周知方お願いいたします。

別添

国自貨第391号の2
国自安第94号の2
国自整第158号の2
令和6年10月11日

各地方運輸局自動車交通部長
関東・近畿運輸局自動車監査指導部長
各地方運輸局自動車技術安全部長
沖縄総合事務局運輸部長

殿

物流・自動車局 貨物流通事業課長
安全政策課長
自動車整備課長
(公 印 省 略)

「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について」の一部改正について

今般、「貨物自動車運送事業輸送安全規則の解釈及び運用について（平成15年3月10日付け国自総第510号、国自貨第118号、国自整第211号）」の一部を別添新旧対照表のとおり改正するとともに、付属様式を新たに制定するため、事務処理上、遺漏なきよう取り計らわれない。